

市民活動総合補償保険のご案内

岡崎市では、町内会・子ども会・市民活動団体等が安心して公益的な活動を行えるよう、市が保険会社と契約し、活動中の事故に対する補償制度を設けています。

1 特徴

- ① 団体の皆様が保険料を負担する必要はありません。
- ② 対象者であれば、事前の加入手続き等は不要です。

2 対象者、対象となる活動

	対象区分	備 考
1	市民活動団体の指導者・スタッフ・参加者	岡崎市市民協働推進条例に基づき登録された団体に限る
2	地縁組織等の指導者・スタッフ・参加者	町内会・学区社会教育委員会・学区福祉委員会・学区女性団体・老人会等
3	1以外の市が認める市民活動団体及び市が主催・共催する事業の指導者・スタッフ・参加者	事業実施課が把握しており、市民活動であると証明できるものに限る
	指導者 活動の計画立案・運営の指導的地位にある者（またはこれに準ずる者）	
	スタッフ 団体の構成員、指導者の補助員など、活動の実施に伴いその運営に従事する者	
	参加者 活動に参加中の市民（市外在住者を含む） ※主催者が参加を把握していない人、単に観覧・応援・見学をしている人、サービス・施設を利用しているだけの人、乳児など自発的参加意思のない人は参加者とみなされません。 ※市外在住者が市外での活動中に事故にあった場合は対象となりません。	
対象となる条件		対象とならない活動
次の条件をすべて満たすもの ①活動が <u>計画的・継続的</u> に行われていること。 ② <u>無報酬</u> で行うこと。 ※交通費など実費に相当する額の支払いは無報酬とみなします。 ③公益目的よりも構成員の自己啓発・自己研鑽・技術向上・親睦・競技性・利益の獲得などの割合が高い活動でないこと。 ※体育協会・スポーツ少年団の加盟団体が行う活動等は対象外です。 ④日本国内の活動であること。 ⑤政治・ <u>宗教</u> ・選挙・営利を目的とする活動でないこと。 ※寺社で行う清掃や祭りなどは、宗教行事とみなされます。 ⑥職務として行うものでないこと。		①活動者の故意または重大な過失 ②地震、洪水などの天災 ③収益事業に係る事故 ④活動者の脳疾患、心神喪失又は疾病 ⑤ <u>自動車</u> 、原動機付自転車、動物※による事故 ※傷害保険については、動物による事故が対象となることもあります。 ⑥危険度の高い活動（ハンググライダー、スカイダイビング、ピッケル等を使用する山岳登坂、有害鳥獣駆除、毒物・劇物を使用する活動など） ⑦原因を問わず、患者以外、特に医師により客観的に症状をとらえることができないもの（むち打ち症、腰痛、テニス肘）

※「無報酬であること」・「公益活動であること」など条件があり、団体が行う活動のすべてが補償されるわけではありません。また、補償内容は必要最低限のものとなっています。
 補償内容を十分にご確認いただき、より充実した補償を必要とする場合は必要に応じて別途保険に加入することをご検討ください。

3 保険の種類

(1) 傷害保険

活動中※¹に急激かつ偶然な外来の事故※²により活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。手術に対する補償はありません。

区 分	金 額	内 容
死亡保険金	200万円	事故日から180日以内に死亡したとき
後遺障がい保険金	6万～200万円(傷害の程度に応じる)	事故日から180日以内に後遺障がいを生じたとき
入院保険金	日額3,000円	事故日から180日以内
通院保険金	日額2,000円	事故日から180日までの間において90日を限度

※¹ 市民活動を行う場所と住居との往復途中の事故も対象となります。(通常の経路に限る)

※² 「急激」・・・原因または結果の発生が突発的で避け得ないもの。

「偶然」・・・原因または結果の発生を予知できないもの。

「外来」・・・原因の発生が身体に内在するものでなく、外部からの作用によるもの。

例外的に熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒は対象になることもあります。

(2) 賠償責任保険

活動中に他人の生命・身体・財物に損害を与え、団体が法律上の賠償責任を負う場合に支払限度額の範囲内で保険金が支払われます。

※ 法律上の賠償責任が個人にある場合は、対象となりません。

※ 本保険の他に保険契約している場合は、市民協働推進課へお申し出ください。

区 分	金 額	自己負担額※ ¹
身体賠償	1名 6,000万円以内	1万円※ ¹
	1事故 3億円以内	
財物賠償	1事故 1,000万円以内	
保管物賠償※ ²	1事故 100万円以内	

※¹ 自己負担額を除いた額が保険会社から支払われます。

※² 保管物賠償：団体が保管・管理する他人の財物に損害を与えた場合の補償

4 事故発生から保険金支払いまでの流れ

傷害保険の場合		賠償責任保険の場合	
		☆事故内容によって対応が異なりますので、事故が発生したら <u>速やかに</u> 市民協働推進課にご連絡ください。	
事故発生			
事故報告			
30日以内に必要書類を提出		なるべく早く必要書類を提出	
必要書類	・事故報告書（傷害）原本 ・名簿※¹ ・活動計画※¹ ・経路図※² ※1 必要に応じて提出 ※2 自宅と活動場所の往復中の事故の場合必要	必要書類	・事故報告書（賠償）原本 ・事故状況がわかる写真※³ ・被害箇所と活動場所の位置関係がわかるもの（地図など） ・見積書のコピー ※3 活動中に他人の車両へ被害を加えた場合、 <u>ナンバープレートと被害箇所が一緒に写っている写真</u> が必要
治療		修理、示談	
支払対象：事故日から180日以内の治療			
・医師、<u>柔道整復師</u>※⁴による治療に限ります。 ・医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務や生活に著しい支障が生じたと認められた期間も通院保険金が支払われることがあります。 ※4 柔道整復師による治療も保険の対象ですが、 <u>診断や医学的判断が必要な場合（診断書の発行・後遺障害保険金請求時など）に対象外となる可能性があります。</u>		・示談は、団体と被害者とで行います。	
保険金請求			
☆事故発生から3年が経過すると時効となり、保険金請求が出来なくなります。ご注意ください！			
治療が終わり次第（治療が長引く場合、事故日から180日経過後）必要書類を提出		修理・示談が終わり次第必要書類を提出	
必要書類	・保険金請求書原本 ・入院、通院したことが分かるもの（領収証のコピーなど） ・診断書※⁵ ※5 保険金請求額が10万円を超える場合（例：通院50日以上）や、保険会社から提出の指示があった場合に必要	必要書類	・保険金請求書原本 【以下、事故によって異なります】 ・示談書 ・修理にかかる領収証のコピー など
治療内容確認、審査			
保険金支払			
市と保険会社が確認し、保険の適用となる場合は、保険会社から保険金をお支払いします。			

5 書類提出について

事故報告書・保険金請求書など、提出書類は、全て紙での提出をお願いします（データ不可）。提出先は団体によって異なります（以下をご参照ください）。

※ 提出いただいた書類はお返しできません。また、市民協働推進課でのコピーはできませんので、必要に応じて事前にコピーを取るなど、ご自身で対応ください。

提出先	① 2 対象者のうち、市が市民活動団体と認めた団体、 市が主催・共催する事業での事故 →担当課へご提出ください。
	② 安全共済会（岡子連）に加入している子ども会 →こども育成課（市役所 福祉会館 3階）へご提出ください。
	③ ①、②以外の団体 →市民協働推進課（市役所 東庁舎 2階）へご提出ください。（郵送可）

6 市民活動総合補償保険Q & A（抜粋）

※全文はホームページに掲載しています。

Q	事故報告書の「代表者役職・氏名」欄は活動当日の責任者が記入すればいいですか？
A	「代表者役職・氏名」欄は当日の責任者や下部組織の代表者でなく、もとなる団体の代表者が記入してください。団体の代表者の署名または記名押印がない場合はお受けできませんので、ご注意ください。 ○・・・学区総代会長、町総代、委員長、代表、理事長 等 ×・・・副総代、組長、評議員 部長、委員、コーチ 等
Q	イベントの来場者が会場で転んで骨折してしまいました。傷害保険の対象となりますか？
A	対象となりません。イベントや講演会の来場者のような、サービスを利用しているだけの不特定多数の来場者は参加者とはみなされません。不特定多数の方が来場するイベント等を実施する際は、別途行事保険等の加入をおすすめします。
Q	保険金請求額が10万円を超えるため、診断書を提出する必要があります。書類の様式はどこでもらえますか？
A	診断書の様式は市民協働推進課でご案内していますので、お問い合わせください。また、必要な内容が記載されていれば、別でご用意いただいた様式や、他の保険会社の様式の診断書でも構いません（コピー可）。 なお、診断書は傷害の程度を立証するための書類であるため、受け取りのための通院は保険金支払い対象となりません。

【お問合せ先】

岡崎市 市民安全部 市民協働推進課

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地

TEL：0564-23-6491（直通）

HP：岡崎市ホームページ [市民活動総合補償保険制度](#)で検索

⇒提出書類の様式・リーフレット・Q & Aのダウンロードができます。

